

医政メモ

Q&A

日本医師会会長選挙について

本年4月に次期日医会長選が行われます。そこで日医会長選についてその方法と課題をまとめてみました。

Q：日本医師会の役員構成は？

A：社団法人日本医師会定款 第5章 役員及び顧問（役員） 第13条 本会に、つぎの役員を置く。(1) 会長 1人 (2) 副会長 3人 (3) 理事 23人（内10人を常任理事とする。） (4) 監事 3人 とあります。

Q：役員選挙は？

A：同定款 第5章 役員及び顧問（役員選挙） 第16条 役員は、別に定めるところにより、本会会員の中から、代議員会において、選挙する。この場合において、理事（会長、副会長及び常任理事を除く。）と常任理事の選挙は、これを区別して行うものとする、とあります。

Q：会長に当選するには？

A：社団法人日本医師会定款施行細則 第2章（会長選挙の必要得票数） 第28条 会長選挙においては、有効投票の総数の3分の1以上の得票を得なければならない。2 前項の場合において、3分の1以上の得票を得た者がいないときは、有効投票の最多数を得た者2人をもって候補者とし、会長の選挙を行う、とあります。

Q：代議員の選挙及び定数は？

A：同定款施行細則 第4章（代議員の選挙の委託） 第36条 定款第25条及び第26条の規定に基づく本会の代議員の選挙は、都道府県医師会に委託して行う。（代議員の定

数基準） 第37条 本会の代議員の定数は、会員総数が500人以内の都道府県医師会においては1人、500人を超えるものにおいては、500人又はその端数を加えるごとに1人を加えた員数とする、とあります。

Q：現在の代議員数は？

A：同定款施行細則 第38条 本会の代議員の選挙の基準となる本会員数は、毎年12月1日現在の会員名簿による、とあり、昨年12月1日の会員数から計算すると、平成20年度の代議員総数は343人になります。

Q：現在の選挙制度はベストなのでしょうか？

A：いろいろな考えがあるとは思いますが、まず代議員による選挙であり、総会員による直接選挙ではないということです。技術的な問題も含めどちらの方法にも利点もあれば欠点もあると思います。ただ言えることは今の代議員の構成に、開業医、勤務医それぞれの会員数バランス、総会員の年齢構成などが反映されているのだろうか？ということです。現在の正確なバランスはわかりませんが、年齢構成では平成16年時で代議員数342名中7、80歳代が111名、60歳代が182名、それに比し4、50歳代が49名しかいなかったということです。今後、より活発な医師会活動としていくためには、まず代議員のバランスを再考し、さらに代議員の選出方法も含め直接選挙の道も選択肢に入れ、よく考えるべき問題だと思います。次に、会長候補が副会長、常任理事の候補を募り執行部キャビネットとして審判を受けるという今の方法では限られた範囲でしか人材を登用できないという欠点をはらんでいます。広く有能な人材を登用でき

るような方法を模索すべきでは、と考えます。さらになぜ過半数ではなく3分の1以上で当選のかなどいろいろと考えるべき点があるように思います。いずれにせよ郡市医師会、都道府県医師会、ひいては日本医師会の

活動を、より活発でより有意義なものにしていくには、会員一人ひとりが意見を持ち能動的に活動しその意見を反映させていくことが重要ではないだろうかと考えます。

(政策部担当理事 曾根崎 聡)